

株 主 各 位

静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
株式会社ミダック
代表取締役社長 加 藤 恵 子

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
オークラアクトシティホテル4F 「平安の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。
当社ウェブサイト（ http://www.midac.jp/ ） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第57期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 吸収分割契約承認の件 |

以 上

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は健康状態に関わらず、極力、会場へのご出席をお控えいただき、書面にて議決権をご行使されますことを強くご推奨申し上げます。
- ◎株主総会開催時点にて政府、静岡県又は株主様のお住いの都道府県より緊急事態宣言等の外出自粛要請等が発動されている場合には、株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会会場において、役員および事務局スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合がありますこと、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたします。
当社ウェブサイト（<http://www.midac.jp/>）

【ご注意事項】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午前9時30分を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.midac.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報】

新型コロナウイルス感染症拡大は、当社の主要顧客である製造業にも影響し終息が長引けば生産活動は停滞し、廃棄物排出量は減少する可能性があります。

また、受注した処理案件等が延期や中止になった場合は、売上高に影響がでる可能性があります。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年4月には政府による緊急事態宣言が発出され、外出自粛要請等により景気は急速に悪化しました。緊急事態宣言後は、段階的な経済活動の再開も見られ、国内においても株高となる等、徐々に景気回復の兆しが見られましたが、第2波、第3波と感染者は再び増加し、2021年1月には、二度目の緊急事態宣言が発出されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

廃棄物処理業界におきましては、国内製造業の生産活動の回復につれ、廃棄物の受託量も徐々に増加してまいりました。また、当社の主要地域であります中部地域におきましても、自動車産業の生産は、年央以降、本格的な回復を見せており、廃棄物受託量に関してもコロナ前水準近くまで回復してまいりました。一方で、浜松市を中心とした飲食店などは、コロナ禍における感染対策の実施により、客足には回復の兆しが見られるものの、廃棄物の排出に関しては依然として低調な推移となりました。

このような状況のもと、当社グループは、収集運搬から最終処分までの廃棄物一貫処理体制をビジネスモデルとし、これまで以上に「安全・安心」な質の高いサービスの提供を目指してまいりました。

また、コロナ禍で需要が低迷する状況におきましても、自社が保有する多数の処理施設と許可の優位性を発揮することで、廃棄物の受託量の確保に努めてまいりました。

営業部門におきましては、営業活動が制限されるなか、休業や減産によって減少した廃棄物受託量を補填すべく、コロナ禍でも堅調な業種及び取引先に対して効率的な営業を展開することで廃棄物受託量の確保に努めてまいりました。

処理部門におきましては、コロナ禍での感染対策を実施しつつ、廃棄物の受入体制の強化に努めたほか、原価低減に向けた各種取り組みを積極的に推進してまいりました。

新規管理型最終処分場である奥山の杜クリーンセンターにおきましては、2022年4月以降の稼働に向けて工事は着々と進捗しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,701百万円（前連結会計年度比9.4%増）、営業利益は1,883百万円（同26.0%増）、経常利益は1,848百万円（同27.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,018百万円（同28.0%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

廃棄物処分事業におきましては、廃棄物処理業、建設業、自治体等から排出される廃棄物の受託量が増加しました。連結子会社であるミダックはまなにおきましては、高単価な廃棄物の受注に注力した結果、売上高は増加しました。以上の結果、売上高は4,775百万円（同9.8%増）となり、営業利益は2,162百万円（同12.9%増）となりました。

収集運搬事業におきましては、大型工事案件等の受注があったことにより産業廃棄物の受託量は好調に推移しました。一方で、一般廃棄物におきましては、飲食業を中心に、休業や営業時間短縮等により、廃棄物受託量は低調に推移しました。以上の結果、売上高は756百万円（同6.0%増）となり、営業利益は163百万円（同77.6%増）となりました。

仲介管理事業におきましては、大型工事案件等があったことにより、協力会社への仲介が好調に推移しました。以上の結果、売上高は169百万円（同13.3%増）となり、営業利益は178百万円（同36.5%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第56期 (2020年3月期) (前連結会計年度)		第57期 (2021年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
廃棄物処分事業	4,350百万円	83.4%	4,775百万円	83.8%	425百万円	9.8%
収集運搬事業	713百万円	13.7%	756百万円	13.3%	42百万円	6.0%
仲介管理事業	149百万円	2.9%	169百万円	3.0%	19百万円	13.3%
合計	5,213百万円	100.0%	5,701百万円	100.0%	487百万円	9.4%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,129百万円で、その主なものは、設置計画中の最終処分場に係るもの等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として1,566百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 (2019年3月期)	第 56 期 (2020年3月期)	第 57 期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	4,676	5,213	5,701
経 常 利 益(百万円)	1,090	1,446	1,848
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	567	795	1,018
1株当たり当期純利益 (円)	43.93	63.44	76.91
総 資 産(百万円)	9,164	11,919	14,222
純 資 産(百万円)	2,252	4,382	5,522

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2019年8月22日開催の取締役会決議により、2019年9月14日付で普通株式1株に対し3株の株式分割を行っております。また、2019年12月3日開催の取締役会決議により、2020年2月1日付で普通株式1株に対し1.3株の株式分割を行っておりますが、第55期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第55期は、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ720千円増加しており、第56期は、新株式発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ334百万円、自己株式の処分により資本剰余金が394百万円増加、自己株式が317百万円減少しております。また、第57期は、自己株式の処分等により資本剰余金が114百万円増加、自己株式が70百万円減少しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ミダックはまな	10百万円	100.0%	廃棄物処理事業
株 式 会 社 三 晃	10百万円	100.0%	廃棄物処理事業

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大防止策の徹底や有効なワクチンの普及により、景気は徐々に回復基調となることが見込まれますが、終息時期を見通すことは出来ず、依然として先行き不透明な状況が続くものと予測されます。

このような状況のもと、当社グループは引き続き収集運搬から最終処分までの廃棄物一貫処理体制を基盤とし、事業基盤の拡充並びに競争力強化に向けた諸施策を推進してまいります。

① コンプライアンス体制の強化

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付けており、役員全員の方針遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

② 新規廃棄物処理施設の拠点展開

事業地域を拡大し、成長を続けるためには需要が見込める有望地域への新規廃棄物処理施設の展開が不可欠となります。太平洋ベルト近辺に焼却施設及び最終処分場の設置候補地を複数選定し、同時並行的に計画を推進することで、早期に設置許可を取得し、事業の更なる拡大を目指す方針であります。特に、廃棄物排出量が最も多い関東方面への展開に注力し、新規廃棄物処理施設の設置候補地を選定してまいります。

関東方面への進出の第一歩として、焼却施設向けの土地取得に向けた協議を進めております。

また、当社は現在、奥山の杜クリーンセンターとして、浜松市北区に新規最終処分場の設置を計画しております。本計画は、埋立容量300万m³を超える東海地区でも大型の管理型最終処分場ですが、2018年12月20日に浜松市より産業廃棄物処理施設設置許可を取得し、現在は施設の稼働に向けて工事を進めている段階であります。稼働時期につきましては、2022年4月以降を予定しております。

今後におきましても、新規廃棄物処理施設の展開については、自社での対応だけに限定せず、M&Aなど柔軟かつスピーディに対応する方針であります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社グループの主たる業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の非常に厳しい法的規制を受けております。

法令遵守及び専門的知識に基づいた適切なサービスの提供は今後の当社グループの業績向上や成長には欠くことの出来ない重要な要素であり、そのためには、優秀な人材の採用と教育が重要な課題と認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を実施し、当社グループの経営方針、姿勢に共感を持った人材の採用と、従業員のモチベーション向上のため新人事制度の定着及び働きやすい職場環境の推進と、さらなるワークライフバランスの向上が必要と考えております。人材育成においては、教育研修制度として社内共通研修、階層別研修、部門専門研修を導入しており、各人のキャリアプラン支援を積極的に図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業区分	事業内容
廃棄物処分手業	廃棄物の中間処理、最終処分
収集運搬事業	産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬
仲介管理事業	廃棄物処理案件の仲介管理

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社

本社	静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
営業所	本社（浜松市東区）、富士宮（静岡県富士宮市）、名古屋（名古屋市中区） 東京（川崎市川崎区）
工場	本社事業所（浜松市東区）、呉松事業所（浜松市西区） 豊橋事業所（愛知県豊橋市）、富士宮事業所（静岡県富士宮市） 関事業所（岐阜県関市）

② 子会社

株式会社ミダックはまな	本社（浜松市西区） 遠州クリーンセンター（浜松市西区） 浜名湖クリーンセンター（浜松市西区）
株式会社三晃	本社（愛知県春日井市）、本社工場（愛知県春日井市） 小牧工場（愛知県小牧市）

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
廃棄物処分事業	73 (17) 名	7名増 (2名増)
収集運搬事業	50 (6) 名	2名増 (2名減)
仲介管理事業	51 (4) 名	1名減 (増減なし)
全社共通	30 (3) 名	3名増 (1名減)
合計	204 (30) 名	11名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（嘱託、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
186 (25) 名	10名増 (1名減)	42.9歳	9.6年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（嘱託、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
浜松磐田信用金庫	2,030百万円
株式会社静岡銀行	1,903百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,101百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 47,970,000株
- ② 発行済株式の総数 13,386,750株（自己株式89,600株を含む）
- ③ 株主数 2,827名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社フォンスアセットマネジメント	4,095,000株	30.80%
熊 谷 勝 弘	2,094,300株	15.75%
高 橋 由 起 子	705,900株	5.31%
熊 谷 裕 之	654,685株	4.92%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	415,700株	3.13%
ミ ダ ッ ク 従 業 員 持 株 会	410,620株	3.09%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	326,300株	2.45%
矢 板 橋 一 志	322,920株	2.43%
加 藤 恵 子	301,840株	2.27%
株式会社静岡銀行（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	253,500株	1.91%

（注） 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 株式会社フォンスアセットマネジメントは、当社専務取締役である熊谷裕之及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	96,410株	5名
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	- 株	- 名
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	- 株	- 名

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告12～14頁「2. (3)③ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第5回新株予約権
決議年月日	2020年9月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 28名
新株予約権の数	84個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 8,400株
新株予約権の行使時の払込金額	2,812円
新株予約権の行使期間	2022年9月18日から2030年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 2,812円 資本組入額 1株当たり 1,406円
新株予約権の行使の条件	(注)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合は別途定める事項による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (注) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	加 藤 恵 子	株式会社ミダックはまな 専務取締役
専 務 取 締 役	熊 谷 裕 之	株式会社ミダックはまな 代表取締役社長
取 締 役	武 田 康 保	株式会社三晃 取締役
取 締 役	高 田 廣 明	経営企画部長
取 締 役	鈴 木 清 彦	事業部長 株式会社ミダックはまな 監査役
取 締 役（常勤監査等委員）	井 上 正 弘	
取 締 役（監査等委員）	福 地 誠 司	福地公認会計士事務所 所長 福地誠司税理士事務所 所長
取 締 役（監査等委員）	石 川 真 司	弁護士法人中京法律事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）福地誠司氏及び取締役（監査等委員）石川真司氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）井上正弘氏は、経理、財務、監査及び事業経営管理の各業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、井上正弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）福地誠司氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）石川真司氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）福地誠司氏及び取締役（監査等委員）石川真司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び取締役（監査等委員）の全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとなります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）福地誠司、石川真司の2氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬を軸に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、基本給、総資産額、業績に与える貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

なお、報酬の決定プロセスは、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額200百万円以内とするとの決議を条件とし、毎年定時株主総会後の取締役会にて各取締役の具体的報酬額の決定を代表取締役社長へ一任することを決定している。また、監査等委員会において取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定している。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、廃棄物処分事業である最終処分場を主業とし、最終処分場の埋立残容量と利益のバランスを重視する当社ではそぐわないと判断したため、現状では支給しない方針とする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）とする。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるととともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を第55期定時株主総会での決議により、その報酬限度額（年額200百万円以内）の範囲内、譲渡制限期間は4年間から20年までの間で当社の取締役会が予め定める期間を原則として支給することとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会で委任を受けた代表取締役社長は、監査等委員会において取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

[取締役の役位ごとの種類別報酬割合]

役 位	役 員 報 酬 の 構 成 比		
	基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代 表 取 締 役	60%～70%	—	30%～40%
専 務 取 締 役	65%～75%	—	25%～35%
常 務 取 締 役	70%～80%	—	20%～30%
取 締 役 (監 査 等 委 員 であ る も の を 除 く)	75%～85%	—	15%～25%
社 外 取 締 役	100%	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	100%	—	—

(注) 1. 基本報酬において使用人兼務役員については、使用人給与分も加味している。

2. 当社役員規程第27条により上記表以外、会社の業績の内容により取締役に対し、株主総会に上程しその決議を経たうえで役員賞与を支給することがある。
3. 当社では、役員退職慰労金は廃止している。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。なお、非金銭報酬等は、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	102,942 (-)	71,351 (-)	- (-)	31,591 (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,925 (5,700)	11,925 (5,700)	-	-	3 (2)
合 計 （うち社外取締役）	114,867 (5,700)	83,276 (5,700)	- (-)	31,591 (-)	8 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与とは含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、内容は譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）であります。
- また、当事業年度における交付は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において、株式報酬の額として年額200百万円以内（監査等委員及び社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は5名です。
4. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長加藤恵子に対し取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員を除く）の担当事業の業績を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業の業績について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、監査等委員会において取締役（監査等委員を除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）福地誠司氏は、福地公認会計士事務所及び福地誠司税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）石川真司氏は、弁護士法人中京法律事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	福 地 誠 司	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的な知識と経験から取締役会において、特に内部統制の観点からご発言及びご助言をいただいております。 また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	石 川 真 司	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識と幅広い経験から取締役会において、特に重要な契約では具体的なご発言及びご助言をいただいております。 また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記の内容で、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議いたしております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月1回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、業務執行の状況を取締役に報告しております。
- ③ 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関しては、必要に応じて内部監査室と連携を図る体制となっております。
- ④ 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管理を行っております。
- ⑤ 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内に設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。
- ⑥ 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査室は定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に対し、その結果を報告しております。また、内部監査室は、監査結果により判明した問題点と改善状況についてもフォローアップ監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等）を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。
- ② 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。
- ③ 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月１回開催し、当社の全取締役、当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。
- ② 取締役会規程に従い、毎月１回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。
- ③ 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。
- ② 当社の全取締役、当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月１回開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グループ運営の適正を確保する体制を整えております。
- ③ グループ会社におきましても、当社の内部監査室による定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。
- ④ 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。

- (6) **監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置していませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。
 - ② 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。
- (7) **取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い取締役会及びその他重要な会議に出席し取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。
 - ② 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。
 - ③ 当社を含むグループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して必要に応じて説明を求めることができる体制となっております。
 - ④ 上記報告がヘルプラインその他手続きで本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けることがないよう保証しております。

(8) **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。

(9) **その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室は、監査の実施において互いに連携する体制となっております。
- ② 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じ会合をもち意見交換を行う体制となっております。

(10) **反社会的勢力を排除するための体制**

- ① 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ② 当社グループは、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図り、反社会的勢力を排除する体制となっております。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力調査マニュアルを定め、これを運用することで反社会勢力と係わりのある企業、団体、個人との取引防止に努めております。

4. 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、前記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期に実施いたしました内部統制の主な取り組みは以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

- ① 取締役会及びグループ経営会議を毎月1回開催し、重要事項の討議・決定及び経営方針に関して法令及び定款の遵守並びに業務の適正性等について審議いたしました。
- ② 内部監査室による内部監査をグループ各社並びに各部門に実施し、代表取締役社長、監査等委員である取締役へ報告しております。

(2) コンプライアンス

- ① 毎朝、役職員全員で「行動基準」を唱和することや社内掲示で確認する環境を整備することで、一人ひとりがルールを遵守し健全な事業活動が行えるように努めました。
- ② リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を3ヶ月に1度開催し、法令遵守体制の強化に努めました。
- ③ 環境マネジメントシステムを運用し、事業に関するコンプライアンスについて教育を行いました。

(3) リスク管理

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を3ヶ月に1度開催し、他社の事故や事件を事例としグループ幹部がその情報を共有するとともに、当社に置き換え同様のリスクが内包していないか等のチェックを部門に展開したほか、検査機能として安全管理室は、グループ各社に対して横断的に検査を実施することでリスクの低減に努めました。

(4) 子会社管理

子会社の事業に関しましては、当社より責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限を与えるとともに、子会社の管理方針・管理組織については、「関係会社管理規程」に基づき、管理部ないしは経営企画部がこれを横断的に推進し管理しております。また、当社の内部監査室と監査等委員である取締役は連携し、またそれぞれの立場で各社の監査を実施し内部監査室は、監査結果を当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役へ報告しております。

(5) 監査等委員会の職務執行

当事業年度におきましては、監査等委員会を14回実施したほか、監査等委員である取締役全員がグループ経営会議に原則出席し重要な事項等に関して確認及び意見を述べております。また、常勤監査等委員である取締役は、業務調整会議、営業部会議、事業部会議等へ出席し業務執行状況を確認するとともに、稟議書等の重要書類を定期的に閲覧し、内部統制の運用状況について確認を行いました。また、監査の実効性を確保するため代表取締役社長及び取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査室と連携を図っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

当社では、企業価値の向上によって株主利益を増大させることを最重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的实施を基本としております。

当期の剰余金の配当につきましては、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、取締役会決議により1株当たり期末配当といたしましては5円とさせていただきます。

内部留保金につきましては、経営基盤の強化及び今後のさらなる業容拡大を図るための投資に充当する等、有効に活用してまいりたいと考えております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

（企業価値向上への取り組み）

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成されております。セグメントは、（1）廃棄物処分事業（2）収集運搬事業（3）仲介管理事業の3つとしており、当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。環境省が公表している「産業廃棄物の排出及び処理状況等」によると、市場規模の指標となる全国の産業廃棄物の年間総排出量は、2007年以降はおよそ4億トン前後となっており、若干の増減はありますが概ね横ばいで推移しております。

昨今の廃棄物処理業界におきましては、中国による廃プラスチック等の輸入禁止措置が影響し、国内で処理しなければならない廃棄物量が増加いたしました。現在、全体では落ち着いたは見られるものの一部の産業廃棄物処理施設では依然として処理能力が逼迫する状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、廃棄物処理のあらゆるニーズに応えるため、収集運搬、中間処理、そして最終処分までを一貫して手がけてまいりました。今後におきましても、廃棄物一貫処理体制のもと、長期の安定した収益基盤の確立に取り組んでまいります。

また、中長期の成長戦略として、産業廃棄物排出量が最も多い関東地域への展開に注力し、新規廃棄物処理施設の設置候補地を選定してまいります。

今般、関東への進出の第一歩として、焼却施設向けの土地取得に向けた協議を進めており、当該土地取得は当社グループの成長戦略に寄与するものと考えております。

上記の事業戦略を着実に実践することで、当社グループの企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年6月29日開催の当社第56期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。その内容は上記(1)の基本方針に沿っており、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重し、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保します。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2020年5月28日開示の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について（<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6564/tdnet/1839890/00.pdf>）をご参照ください。

(4) 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであると考えております。

また、上記(3)の買収防衛策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の以下の内容を踏まえております。

- ① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- ② 事前開示・株主意思の原則
- ③ 必要性・相当性確保の原則
 - ・ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底
 - ・ 合理的な客観的発動要件の設定
 - ・ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

従いまして、本対応策は、上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保された対応策であり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,327,987	流 動 負 債	6,147,943
現 金 及 び 預 金	4,293,770	買 掛 金	56,270
受取手形及び売掛金	718,665	短 期 借 入 金	4,337,500
た な 卸 資 産	46,085	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	28,000
そ の 他	271,192	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	567,228
貸 倒 引 当 金	△1,727	未 払 法 人 税 等	485,090
固 定 資 産	8,894,293	賞 与 引 当 金	78,531
有 形 固 定 資 産	6,907,511	そ の 他	595,323
建 物 及 び 構 築 物	503,351	固 定 負 債	2,551,417
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	462,792	社 債	46,000
最 終 処 分 場	643,423	長 期 借 入 金	1,725,572
土 地	1,845,610	繰 延 税 金 負 債	14,583
建 設 仮 勘 定	3,414,256	最 終 処 分 場 維 持 管 理 引 当 金	649,019
そ の 他	38,076	資 産 除 去 債 務	108,596
無 形 固 定 資 産	1,369,921	そ の 他	7,645
の れ ん	1,147,805	負 債 合 計	8,699,360
施 設 設 置 権	200,500	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	21,616	株 主 資 本	5,520,360
投 資 そ の 他 の 資 産	616,860	資 本 金	752,971
繰 延 税 金 資 産	132,071	資 本 剰 余 金	1,499,772
そ の 他	484,788	利 益 剰 余 金	3,327,635
資 産 合 計	14,222,281	自 己 株 式	△60,018
		新 株 予 約 権	2,559
		純 資 産 合 計	5,522,920
		負 債 純 資 産 合 計	14,222,281

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,701,605
売上原価		2,372,969
売上総利益		3,328,635
販売費及び一般管理費		1,444,642
営業利益		1,883,993
営業外収益		
受取利息	320	
固定資産売却益	9,774	
不動産賃貸料	14,838	
その他の	7,169	32,104
営業外費用		
支払利息	55,425	
不動産賃貸原価	9,637	
その他の	2,527	67,590
経常利益		1,848,506
税金等調整前当期純利益		1,848,506
法人税、住民税及び事業税	859,709	
法人税等調整額	△30,170	829,538
当期純利益		1,018,967
親会社株主に帰属する当期純利益		1,018,967

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当連結会計年度期首残高	752,971	1,385,576	2,374,550	△130,900	4,382,197	—	4,382,197
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当			△65,883		△65,883		△65,883
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,018,967		1,018,967		1,018,967
自 己 株 式 の 取 得				△7,160	△7,160		△7,160
自 己 株 式 の 処 分		114,196		78,042	192,239		192,239
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）						2,559	2,559
当連結会計年度変動額合計	—	114,196	953,084	70,882	1,138,163	2,559	1,140,723
当連結会計年度末残高	752,971	1,499,772	3,327,635	△60,018	5,520,360	2,559	5,522,920

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

(株)ミダックはまな

(株)三晃

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法(ただし、最終処分場、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～40年

機械装置及び運搬具 4～17年

最終処分場 10年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、施設設置権については、10年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間及び11年間の定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ 最終処分場の会計処理

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ロ 施設設置権の会計処理

施設設置権勘定については、新規に同等の最終処分場を取得した場合の土地の選定、住民交渉、許認可取得及び建設等に係る時間価値を算定し、2016年3月31日の企業結合により取得した最終処分場の経済的便益との差額を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ハ 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

ニ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ホ 役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。

当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間（4年～8年）にわたり費用計上しております。

(表示方法の変更に関する事項)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 最終処分場維持管理費の見積り

(1) 当年度の連結貸借対照表に計上した金額

最終処分場維持管理引当金 649,019千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等は、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等を前提に、天災地変や人的過失等の発生可能性は相当程度に低いとの仮定に基づき、その将来発生額を見積もっております。

そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に改廃が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定による規制の強化又は緩和があった場合、あるいは万一の天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する等の事態が発生した場合には、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の見積額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、維持管理費等の算出方法は、（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 2. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ハ 最終処分場維持管理引当金 に記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳及びその金額

商品	1,907千円
仕掛品	4,930千円
原材料及び貯蔵品	39,247千円
計	46,085千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,039,929千円

3. 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額	
建物及び構築物	10,992千円
機械装置及び運搬具	10,586千円
計	21,578千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 13,386,750株

- 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月15日 取締役会	普 通 株 式	65,883	5	2020年3月31日	2020年6月30日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	66,485	5	2021年3月31日	2021年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

社債及び借入金のうち、短期借入金は、主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金は、主に子会社株式の取得、長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	4,293,770千円	4,293,770千円	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	718,665千円	718,665千円	—
(3) 買 掛 金	56,270千円	56,270千円	—
(4) 短 期 借 入 金	4,337,500千円	4,337,500千円	—
(5) 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	28,000千円	28,014千円	14千円
(6) 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	567,228千円	567,389千円	161千円
(7) 未 払 法 人 税 等	485,090千円	485,090千円	—
(8) 社 債	46,000千円	46,069千円	69千円
(9) 長 期 借 入 金	1,725,572千円	1,728,007千円	2,435千円

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内償還予定の社債、(6) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 社債、(9) 長期借入金

これらの時価は元利金の合計額を当該社債及び借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は浜松市において、賃貸の用に供している不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
117,611千円	137,316千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	415円15銭
2. 1株当たり当期純利益	76円91銭

(追加情報)

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用

2020年改正会計基準（「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」 企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2. 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関しては、当連結会計年度の業績に重要な影響を与えておらず、現状以上に著しく感染拡大が進まない限り、将来経営計画にも重要な影響を与えないと仮定しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,264,745	流 動 負 債	5,874,844
現 金 及 び 預 金	2,272,925	買 掛 金	82,163
受 取 手 形	41,056	短 期 借 入 金	4,337,500
売 掛 金	390,402	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	28,000
た な 卸 資 産	43,775	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	567,228
前 払 費 用	17,048	未 払 金	417,157
そ の 他	501,264	未 払 費 用	99,527
貸 倒 引 当 金	△1,727	未 払 法 人 税 等	110,506
固 定 資 産	9,275,273	預 り 金	96,915
有 形 固 定 資 産	6,141,755	賞 与 引 当 金	71,120
建 物	449,093	そ の 他	64,725
構 築 物	51,676	固 定 負 債	1,972,027
機 械 及 び 装 置	377,553	社 債	46,000
車 両 運 搬 具	83,771	長 期 借 入 金	1,725,572
工 具 、 器 具 及 び 備 品	37,981	最 終 処 分 場 維 持 管 理 引 当 金	88,143
土 地	1,739,011	資 産 除 去 債 務	108,596
建 設 仮 勘 定	3,402,668	そ の 他	3,715
無 形 固 定 資 産	44,901	負 債 合 計	7,846,871
の れ ん	26,080	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	18,381	株 主 資 本	4,690,587
そ の 他	439	資 本 金	752,971
投 資 そ の 他 の 資 産	3,088,616	資 本 剰 余 金	1,499,772
関 係 会 社 株 式	2,644,513	資 本 準 備 金	775,751
出 資 金	1,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	724,021
長 期 前 払 費 用	212,561	利 益 剰 余 金	2,497,861
繰 延 税 金 資 産	111,855	利 益 準 備 金	2,500
そ の 他	118,685	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,495,361
資 産 合 計	12,540,019	別 途 積 立 金	100,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,395,361
		自 己 株 式	△60,018
		新 株 予 約 権	2,559
		純 資 産 合 計	4,693,147
		負 債 純 資 産 合 計	12,540,019

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,664,527
売上原価	2,132,396
売上総利益	1,532,131
販売費及び一般管理費	1,106,002
営業利益	426,129
営業外収益	
受取利息	109
受取配当金	470,030
経営指導料	33,840
その他の費用	26,433
営業外費用	
支払利息	55,267
社債利息	157
不動産賃貸原価	8,411
その他の費用	2,482
経常利益	890,224
税引前当期純利益	890,224
法人税、住民税及び事業税	235,184
法人税等調整額	△12,696
当期純利益	222,487
	667,737

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										新株予約 権	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
						別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	752,971	775,751	609,825	1,385,576	2,500	100,000	1,793,507	1,896,007	△130,900	3,903,654	－	3,903,654
当 期 変 動 額												
剰余金の配当							△65,883	△65,883		△65,883		△65,883
当 期 純 利 益							667,737	667,737		667,737		667,737
自 己 株 式 の 取 得									△7,160	△7,160		△7,160
自 己 株 式 の 分 配			114,196	114,196					78,042	192,239		192,239
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純 額）											2,559	2,559
当期変動額合計	－	－	114,196	114,196	－	－	601,853	601,853	70,882	786,932	2,559	789,492
当 期 末 残 高	752,971	775,751	724,021	1,499,772	2,500	100,000	2,395,361	2,497,861	△60,018	4,690,587	2,559	4,693,147

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～40年
機械及び装置	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、11年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当事業年度負担額を計上しております。

維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。

当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間（4年～8年）にわたり費用計上しております。

(表示方法の変更にに関する事項)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 最終処分場維持管理費の見積り

(1) 当年度の貸借対照表に計上した金額

最終処分場維持管理引当金 88,143千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等は、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等を前提に、天災地変や人的過失等の発生可能性は相当程度に低いとの仮定に基づき、その将来発生額を見積もっております。

そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に改廃が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定による規制の強化又は緩和があった場合、あるいは万一の天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する等の事態が発生した場合には、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の見積額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、維持管理費等の算出方法は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 引当金の計上基準

(3) 最終処分場維持管理引当金 に記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳及びその金額

商品	1,585千円
仕掛品	4,719千円
原材料及び貯蔵品	37,470千円
計	43,775千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,910,356千円

3. 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額

建物	1,270千円
構築物	9,722千円
機械及び装置	7,693千円
車両運搬具	2,893千円
計	21,578千円

4. 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	32,531千円
短期金銭債務	258,846千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引の取引高

売上高	212,458千円
売上原価	179,558千円
販売費及び一般管理費	6,082千円
営業取引以外の取引高	504,610千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- 普通株式13,386,750株
2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び数
- 普通株式89,600株
3. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	65,883	5	2020年3月31日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	66,485	5	2021年3月31日	2021年6月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失105,280千円、土地時価評価差額83,518千円、資産除去債務32,432千円等であります。なお、繰延税金資産の算定に当たり控除した金額は201,310千円であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ミダック はまな	所有 直接 100.0%	取引の仲介	廃棄物処理 の仲介取引 (注) 1	(注) 2	未払金	229,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 廃棄物処理の仲介取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 取引金額については、損益計算書において営業手数料収入として純額で表示しているため記載していません。

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	加藤 恵子	(被所有) 直接 2.28%	当社代表取締役 社長	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)1	61,301	－	－
役員	熊谷 裕之	(被所有) 直接 4.94%	当社専務取締役	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)1	43,151	－	－
役員	武田 康保	(被所有) 直接 1.45%	当社取締役	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)1	14,383	－	－
役員	高田 廣明	(被所有) 直接 1.42%	当社取締役	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)1	14,383	－	－
役員	鈴木 清彦	(被所有) 直接 0.59%	当社取締役	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)1	14,383	－	－
子会社 役員	高橋 将矢	(被所有) 直接 0.05%	子会社取締役	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)2	12,753	－	－
子会社 役員	熊谷 俊	(被所有) 直接 0.05%	子会社取締役	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)2	12,753	－	－
子会社 役員	吉谷 和高	(被所有) 直接 0.08%	子会社代表取締 役社長	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)2	19,129	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価額は、2020年7月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。
2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価額は、2020年7月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 352円75銭
2. 1株当たり当期純利益 50円40銭

(追加情報)

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用
2020年改正会計基準（「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。
2. 新型コロナウイルス感染症について
新型コロナウイルス感染症に関しては、当事業年度の業績に重要な影響を与えておらず、現状以上に著しく感染拡大が進まない限り、将来経営計画にも重要な影響を与えないと仮定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ミダック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 宏 和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミダックの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ミダック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 宏 和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミダックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び、使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、会社の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、上記に加えて子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴くほか子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受けました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社ミダック 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 井 上 正 弘 ㊞

監 査 等 委 員 福 地 誠 司 ㊞

監 査 等 委 員 石 川 真 司 ㊞

(注) 監査等委員 福地誠司、監査等委員 石川真司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下本議案において同じ）全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の の 株 式 の 数
1	加 藤 恵 子 (1970年6月1日)	2001年 1 月 税理士登録 2006年 8 月 株式会社ミダックホールディングス取締役 就任 2010年 4 月 当社取締役就任 2016年 6 月 株式会社ミダックはまな取締役就任 2019年 4 月 当社代表取締役社長就任（現任） 株式会社ミダックはまな専務取締役就任 （現任）	314,121株
(取締役候補者とした理由) 現在代表取締役社長として安全管理室及び内部監査室を管掌、当社グループ全般の経営を担っております。長年にわたる管理部長としての経験を有し、会社の経理・財務及び総務全般の業務などを適切、公平に遂行することができる高い知見を有していることにより、重要事項の決定及び各取締役の職務執行の状況に関する監督などにおいて適切にその役割を果たしており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	くま がい ひろ ゆき 熊 谷 裕 之 (1960年1月16日)	1980年 3 月 小島清掃株式会社入社 （現株式会社ミダック入社） 1984年 9 月 同社取締役就任 2004年 7 月 株式会社ミダックホールディングス専務取 締役就任 2010年 4 月 当社専務取締役就任（現任） 2015年12月 株式会社ミダックはまな代表取締役社長就 任（現任）	658,776株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたる廃棄物処理業（廃棄物処分、中間処分、収集運搬）全般の経験を有し、現在取締役として営業部及び収集運搬部を管掌、且つ、当社特定完全子会社の株式会社ミダックはまなの代表取締役を兼務し、当社の業績向上に大きく貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
3	武 田 康 保 (1967年7月29日)	2004年 5 月 株式会社ミダック入社 2006年 4 月 株式会社ミダックホールディングス取締役 就任 2010年 4 月 当社取締役就任 (現任) 2015年 3 月 株式会社三晃取締役就任 (現任)	196,054株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり営業部門を統括、管理部門の経験も有し、現在取締役として開発事業部を管掌、当社の新規案件の取得開発等に尽力しております。同氏が有する幅広い知見と交渉力により、大きな成長のために必要な人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	高 田 廣 明 (1968年4月9日)	2006年12月 株式会社ミダックホールディングス入社 2007年 6 月 同社取締役就任 2010年 4 月 当社取締役就任 (現任)	189,610株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたる経営企画の経験を有し、現在取締役として経営企画部長をしております。当社が上場するに当たり、主体となって取り組んできた実績があり会社組織全体を把握していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	すず 木 清 彦 (1973年9月7日)	2000年 2 月 株式会社ミダック入社 2006年10月 当社取締役就任 当社営業部長 2008年 4 月 株式会社ミダックふじの宮取締役工場長 2015年 4 月 当社事業部長 (現任) 2016年 6 月 株式会社ミダックはまな監査役 (現任) 2019年 6 月 当社取締役就任 (現任)	79,201株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたる廃棄物処理業 (廃棄物処分、中間処分) 全般の経験を有し、現在取締役として事業部長をしております。廃棄物処理に関する豊富な実績、継続的な成長のために適切な人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 現在当社の取締役である重任予定5名の候補者の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、本第57期定時株主総会招集ご通知に掲載の事業報告 (11頁) に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社の株式数には、ミダック役員持株会における本人持分を含めて当期末 (2021年3月31日) 現在の株式数を記載しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	いの う え ま さ ひろ 井 上 正 弘 (1951年8月19日)	1996年 2 月 小島清掃株式会社入社 (現株式会社ミダック入社) 2003年 4 月 同社経理部長 2005年 4 月 株式会社ミダックホールディングス取締役 経理部長就任 2006年 4 月 株式会社ミダックライナー代表取締役社長 就任 2010年 4 月 当社監査役就任 2017年 6 月 当社常勤監査等委員である取締役就任（現 任）	8,206株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 当社の常勤監査等委員をはじめ長年にわたり要職を歴任され、経営全般、主として財務部門に関する豊富な経験・識見を有しており、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。			
2	いし かわ しん じ 石 川 真 司 (1966年9月18日)	1997年 4 月 弁護士登録 2001年10月 中京法律事務所共同経営（代表社員） (現任) 2015年 4 月 愛知県弁護士会副会長 2017年 4 月 法テラス（日本司法支援センター）愛知副 所長（現任） 2019年 6 月 当社監査等委員である社外取締役就任（現 任）	227株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、また重要な契約においては具体的にご指摘をいただくなど、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
※ 3	おく がわ てつ や 奥 川 哲 也 (1962年7月21日)	1985年 4 月 名古屋国税局採用 1993年10月 佐藤澄男税理士事務所入所（現税理士法人 名南経営） 1993年10月 税理士登録 1994年10月 野田勇司公認会計士・税理士事務所入所 2001年 1 月 公認会計士・税理士祖父江良雄事務所入所 （現デロイトトーマツ税理士法人） 2007年 6 月 デロイトトーマツ税理士法人パートナー就 任 2013年 4 月 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授 就任（現任） 2018年 4 月 奥川哲也税理士事務所開設、同所所長（現 任）	一株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 奥川哲也氏は税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見と豊富な実務経験を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

- （注） 1. 現在当社の監査等委員である取締役である重任予定2名の候補者の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、本第57期定時株主総会招集ご通知に掲載の事業報告（11頁）に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
4. 石川真司氏及び奥川哲也氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、石川真司氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年であります。
5. 当社と監査等委員である社外取締役石川真司氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており石川真司氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 また、奥川哲也氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、石川真司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、石川真司氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
また、奥川哲也氏につきましても、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数には、ミダック役員持株会における本人持分を含めて当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案による選任の効力は、定款の規定により本決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
犬飼敦雄 (1975年4月30日)	2004年10月 弁護士登録 細井法律事務所（現弁護士法人大樹法律事務所）入所 2011年11月 犬飼法律事務所開設 同所所長（現任） 2012年1月 名古屋大学法学部非常勤講師（現任） 2016年4月 小牧市行政不服審査会 委員（現任）	一株
（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 犬飼敦雄氏は過去に直接経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き補欠の社外監査等委員である取締役候補者としております。		

- （注）
- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 犬飼敦雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 犬飼敦雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
 - 犬飼敦雄氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定する予定であります。
 - 候補者の所有する当社の株式数には、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、最終処分事業の更なる強化に取り組んでおり、この一環として、当社が計画中の新規最終処分事業をミダックはまなへ事業集約、同社の最終処分場における運営のノウハウを活かすことで、ミダックグループの当該事業における競争力強化を実現するとともに、企業価値の更なる向上へ繋げてまいります。

当社は、2021年10月1日を効力発生日（予定）として、当社が計画中の新規最終処分事業を、当社の完全子会社である株式会社ミダックはまな（以下「ミダックはまな」という。）へ会社分割（以下、「本吸収分割」という。）を行うこととし、2021年5月25日付で、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。つきましては、本吸収分割に係る当社と承継会社の間での吸収分割契約についてのご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

承継会社と締結した吸収分割契約書の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社ミダック（以下「甲」という。）および甲100%出資の株式会社ミダックはまな（以下「乙」という。）は、甲の営む奥山の杜クリーンセンター事業（以下「本件事業」という。）の吸収分割に関し、次のとおり契約を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本件事業を分割し、乙は本件事業を承継する。

（吸収分割対価の交付）

第2条 乙は、吸収分割に際して、乙の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債、金銭その他の対価を交付しないものとする。

（増加すべき資本金および準備金）

第3条 吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は、増加しない。

（承継する権利義務）

第4条 乙は、吸収分割に際し、次の各号に掲げる権利義務を甲より承継する。

1 承継する資産および負債

- (1) 本分割によって、乙が甲から承継する財産は、分割期日における本件事業に関する前払金等の流動資産、建設仮勘定等の固定資産とし、負債は、本件事業に係る短期借入金、預り金のみとする。
- (2) 甲から乙への債務の承継は、全て重畳的債務引受けの方法によるものとする。
- (3) 甲は、令和3年3月31日現在の貸借対照表その他の同日現在の計算に基づく分割する財産の目録および権利義務に関する明細書を基礎とし、これに分割期日までの増減を加減した財産、負債および権利義務を分割期日において乙に引継ぎ、乙はこれを承認する。

2 承継する契約上の地位

- (1) 甲は、本件事業に関して取引先との間で締結している取引基本契約、賃貸借契約における甲の契約上の地位は、分割期日をもって乙に引き継ぎ、乙はこれを承認する。
- (2) 甲は、本件事業に関するリース資産のうち、本契約締結日現在において甲乙が確認したリース資産に関するリース契約における賃借人の地位は、分割期日をもって乙に引き継ぎ、乙はこれを承認する。

(吸収分割承認総会)

第5条 甲は、令和3年6月29日に株主総会（以下「吸収分割承認総会」という。）を開催し、本契約書の承認および吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、吸収分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙が協議の上これを変更することができる。

(吸収分割の効力発生日)

第6条 吸収分割の効力発生日は、令和3年10月1日とする。ただし、吸収分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙が協議の上これを変更することができる。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲および乙は、本契約締結後、吸収分割期日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙が協議し合意の上、これを行う。

(従業員の処遇)

第8条 甲および乙は、本件事業に主として従事する甲の従業員については、本分割に当たっては乙に承継されないものとし、乙が承継した本件事業を行うに当たっては、当面の間、甲から乙へ出向させることとし、その後の取扱いは、甲乙が協議の上これを決定する。

(吸収分割条件の変更、吸収分割契約の解除)

第9条 本契約締結の日から吸収分割期日までの間において、天変地異その他の事由により甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙が協議の上吸収分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(競業避止義務の免除)

第10条 甲は、本会社分割にかかわらず、乙に対し、競業避止義務を一切負わないものとする。

(吸収分割契約の効力)

第11条 本契約は、第5条に定める甲の吸収分割承認総会の承認、または法令に定める関係官庁等の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

(本契約に定めない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、吸収分割に関し必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月25日

甲 静岡県浜松市東区有玉南町2-1-6-3番地
株式会社 ミダック
代表取締役 加藤 恵子 ㊞

乙 静岡県浜松市西区大山3564番地の2
株式会社 ミダックはまな
代表取締役 熊谷 裕之 ㊞

別紙

承継権利義務明細表

効力発生日において、本件吸収分割により、吸収分割承継会社が承継する権利義務は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2021年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に係る流動資産、固定資産。

2. 承継する負債

本件事業に係る流動負債、固定負債。

3. 承継する雇用契約等

本件事業に主として従事する当社の従業員（正社員、契約社員、パート、アルバイトのほか、内定者（本件事業に主として従事することが予定されている者）を含む。）との雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務は、本件吸収分割によっては、乙に承継されないものとする。

甲は、本件吸収分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の一部を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

4. 承継するその他の権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して取引先との間で締結している取引基本契約、賃貸借契約等その他の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、次の権利義務を除く。

- ・ 乙に承継されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務。
- ・ 契約締結主体の法人格が変わることが認められないもの。
- ・ 契約上の地位移転が当該契約上禁止されているもの。

(2) 許認可等

本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち、本件吸収分割の効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかったものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条各号に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。これは、承継会社が当社の完全子会社であり、承継会社から当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。

また、以上により、本吸収分割に際して承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動いたしません。

(2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表（2021年3月31日現在）

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,229,981	流動負債 (うち賞与引当金)	537,341 (5,077)
固定資産	848,492	固定負債 (うち最終処分場 維持管理引当金)	564,805 (560,875)
有形固定資産	655,796	株主資本	1,976,325
無形固定資産	2,795	資本金	10,000
投資その他の資産	189,900	資本剰余金	12,000
		資本準備金	12,000
		利益剰余金	1,954,325
		その他利益剰余金	1,954,325
		(うち当期純利益)	1,054,946
資 産 合 計	3,078,473	負債・純資産合計	3,078,473

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項
該当事項はございません。

(4) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項
該当事項はございません。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場：オークラアクトシティホテル浜松 4階「平安の間」

静岡県浜松市中区板屋町111番地の2 ☎053-459-0111



交通のご案内

●JR浜松駅より徒歩5分

駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

